

米国のアルゼンチン製油井管(OCTG)への AD サンセットレビューに係る

21.5 条手続

(パネル報告 WT/DS268/RW、2006 年 11 月 30 日提出)

(上級委員会報告 WT/DS268/AB/RW、2007 年 4 月 12 日提出、2007 年 5 月 11 日採択)

伊藤 一 頼

． 事実の概要

1． 事案の概要

アルゼンチン製油井管(oil country tubular goods; OCTG)に対するアンチダンピング(AD)措置に関して米国が実施したサンセットレビューを WTO 協定違反とするパネル・上級委員会報告(以下「原パネル」「原上級委員会」)は、2004 年 12 月 17 日に紛争解決機関(DSB)により採択された(WT/DS268/R, WT/DS268/AB/R)。従来、米国法令では、商務省が行なうサンセットレビュー手続への参加の権利を放棄した輸出者に関して、AD 措置撤廃後のダンピング再開の可能性を自動的に認定するとの仕組みがとられていた。権利放棄には、輸出者が明示的に権利を放棄する場合(affirmative waiver)(1930 年関税法 751 条(c)(4)(A))と、サンセットレビュー開始の通知に対して無反応あるいは実質的応答をしない輸出者を、権利放棄したものとみなす場合(deemed waiver)(商務省サンセット規則 351.218(d)(2)(iii))とがあった。

アルゼンチン産 OCTG に対しては、1995 年から 1.36%の AD 税賦課が始まり、2000 年 7 月に米国商務省が職権でサンセットレビューを開始した。その結果、AD 措置撤廃後にダンピング再発の可能性があるとして認定され、2001 年 7 月に AD 措置継続の公告がなされた。これを受けてアルゼンチンが WTO 提訴を行なった結果、上記の米国の権利放棄条項は、十分な実証的証拠のないまま当該輸出者についてダンピング再発の可能性を認定する点で、AD 協定 11.3 条等に違反すると判断された。さらに、本件のサンセットレビュー決定に関しても、ダンピング再発の可能性の認定が十分な事実的基礎を欠くなどの理由から AD 協定違反とされた。本件裁定の実施期限は、仲裁の結果、2005 年 12 月 17 日と決定された。

米国は履行措置として、まず権利放棄条項を改正し(2005 年 10 月 31 日施行)、輸出者が明示的に権利を放棄する際には、将来のダンピング再開の可能性を書面で宣言することを義務付け、deemed waiver の制度は撤廃した。また、OCTG に対するサンセットレビューを協定整合的に是正するため、ウルグアイラウンド協定実施法(URAA)129 条に基づく再調査手続を 05 年 11 月 2 日に開始した。商務

省は、アルゼンチンの3社(Siderca, Acindar, Tubhler)に質問状を送付し回答を得た結果、2000年当時にAD措置を撤廃していれば、やはりダンピング再発の可能性があったであろうとの認定を下した(05年12月16日)。これを受けてアルゼンチンは、DSU21.5条に基づく履行確認パネルの設置を要請した。

2. 手続の時系列

- 2002年10月7日 アルゼンチンが協議要請
- 2003年4月3日 アルゼンチンがパネル設置要請
- 2003年5月19日 パネル設置
- 2004年7月16日 パネル報告配布
- 2004年11月29日 上級委員会報告配布
- 2004年12月17日 パネル・上級委員会報告採択
- 2006年1月26日 アルゼンチンが21.5条パネル設置要請
- 2006年3月17日 21.5条パネル設置
- 2006年11月30日 21.5条パネル報告配布
- 2007年4月12日 21.5条上級委員会報告配布
- 2007年5月11日 21.5条パネル・上級委員会報告採択

報告要旨

論点 A. 前提的問題

1. 審査基準

DSU11条及びAD協定17.6条に従い、米国の調査当局が、事実を適切に認定し、それを公平かつ客観的に評価し、協定の関連規定の許容しうる解釈に基づいて決定を行なっているかを審査する。証拠の認定に関する新規の審査は行なわれない。(履行確認パネル報告書 para.7.3. 以下カッコ内は報告書の段落番号を指す)。

2. 立証責任

通例にならない申立国であるアルゼンチンが当初の立証責任を負う(7.4)。

論点 B. 米国の権利放棄条項をAD協定11.3条違反としたDSB裁定の実施

1. 申立国(アルゼンチン)の主張

米国は履行措置として、商務省サンセット規則のみを改正したが、同じく原上級委が法令自体の協定違反を認定した1930年関税法751条(c)(4)(B)も改正す

る必要がある。改正サンセット規則は、輸出者が手続参加の権利を放棄する際には、AD 措置が撤廃されればダンピングを継続ないし再開する可能性があることを書面で宣言するよう求めているが、こうした性格の書面に決定的意味を与えることは、AD 協定 11.3 条に基づく調査当局の義務(実証的証拠に基づいて理由を付した十分な決定を行なう)に反する。関税法 751 条(c)(4)(B)を同 751 条(c)(4)(A)と併せ読めば、ダンピング再開の宣言をせずに手続に参加しないことを選択した輸出者に関しても、当局はダンピング再発の可能性を義務的に認定しなければならない。(7.5-7.6)

2. 被申立国(米国)の主張

原パネル・原上級委は、関税法とサンセット規則の累積的な効果から結論を導いており、関税法の改正は必ずしも必要ではない。特に、推定的権利放棄に関しては、関税法ではなくサンセット規則に基づく制度であると原パネルも述べている。改正サンセット規則では、黙示的権利放棄は廃止され、明示的権利放棄はダンピング再開の宣言を必要とするので、当局の決定は推測ではなく事実に基づいて行なわれる。ダンピング再開の宣言を行なわない輸出者に関しては、手続参加の権利を放棄したとはみなされず、当局は通常のようにあらゆる事実に基づいて決定を行なう。(7.7-7.8)

3. パネルの判断

原手続で問題とされた米国法上の権利放棄制度は、関税法 751 条(c)(4)(A)に基づき輸出者が商務省のサンセットレビュー手続に参加しないことを選択する場合(明示的権利放棄)、商務省サンセット規則 351.218(d)(2)(iii)に基づき、サンセットレビュー開始の通知に対して輸出者から実質的的回答が提出されないことを権利放棄とみなす場合(黙示的権利放棄)、の 2 種類である。いずれの場合も、その法的効果として、関税法 751 条(c)(4)(B)に基づき、商務省は当該輸出者についてダンピング再発の可能性を認定することが義務付けられる。なお、原パネルは、黙示的権利放棄の制度はサンセット規則で創設されたものであるから、パネル裁定の効果もこの規則にのみ及ぶと述べた。(7.16-7.18)

米国は DSB 勧告の履行措置として、黙示的権利放棄を規定していたサンセット規則 351.218(d)(2)(iii)を廃止し、明示的権利放棄を規定するサンセット規則 351.218(d)(2)(ii)を、輸出者にダンピング再開の宣言を提出させるように改正した。他方、関税法 751 条(c)(4)(A)及び(B)の規定には改正を加えていない。

アルゼンチンによれば、関税法 751 条(c)(4)(A)に言う「手続に参加しないことを選択する」輸出者とは、改正サンセット規則に従いダンピング再開の宣言を提出して積極的に権利を放棄する輸出者だけでなく、単に見直しの開始に対して無

反応な輸出者をも含み、両者とも関税法 751 条(c)(4)(B)によってダンピング再発の可能性が義務的に認定される。しかし、関税法 751 条(c)(4)(A)の「手続に参加しないことを選択する」という文言の射程は、より狭い。米国法令の有権的解釈である Statement of Administrative Action(SAA)によれば、751 条(c)(4)は輸出者等がサンセットレビュー手続への「参加の権利を放棄する(waive their participation)」ことを認めるものであり、商務省はこれを受けて、当該「権利放棄者(submitter)」についてダンピング再発の恐れありと結論付けることになる。それゆえ、能動的に権利放棄を行なわない単なる無反応な輸出者(従来の「黙示的権利放棄」のケース)は、751 条(c)(4)の射程には入らない。(7.21-7.31)

次に、アルゼンチンは、輸出者が権利放棄の際にダンピング再開の宣言を行なうと、自動的にダンピング再発の可能性が認定されるという仕組みは、当局が実証的証拠に基づいて決定を行なうという AD 協定 11.3 条の義務に違反すると主張する。

米国法上、権利放棄に関する規定は企業別決定(company-specific determination)に適用されるが(関税法 751 条(c)(4)(B))、サンセットレビュー自体は国別決定(order-wide determination)で行なわれる(SAA)。仮に、全ての関連輸出者がダンピング再開の宣言を付して明示的な権利放棄を行なうような場合であれば、当局は、それを他の証拠に照らして客観的に評価することで、国別単位でダンピング再発の可能性を認定することも不合理ではない。ところが、複数の輸出者のうち特定の輸出者のみが権利放棄を行なう場合にも、当局は、当該輸出者の企業別決定のみならず、他の輸出者を含む国別決定においてもダンピング再発の可能性を義務的に認定しなければならない(さもなければ、権利放棄した輸出者に関してダンピング再発の可能性がないと認定される恐れがあり、関税法の規定に反する)。したがって、権利放棄しない輸出者から提出される情報を考慮せずにダンピング再発の可能性が国別単位で認定されることになり、これは十分な事実に基づく決定とは言えない。米国は、企業別決定の結果が国別決定の結果を必然的に決めるわけではないと述べるが、米国法令上にその根拠は見出せない。

一般的に言って、AD 協定 11.3 条には、サンセットレビューを実施する方法についての規定はないが、当局は、サンセットレビューが「調査と認定の側面 investigatory and adjudicatory aspects」を持つことに留意して、過去の期間に関する実証的証拠に基づいて理由を付した決定を行なう必要がある。これは当局に、受動的態度ではなく「相当程度の尽力 appropriate degree of diligence」を要求する。この点で、上記の米国法のあり方は、サンセットレビューの決定に必要な十分な事実的基礎を当局が能動的に収集することを妨げ、特定の輸出者による宣言が他の輸出者にもあてはまるという推測に基づく決定を義務付ける点で、

AD 協定 11.3 条に違反するものである。(7.32-7.41)

4. 上級委員会の判断

商務省サンセット規則の改正前は、輸出者による権利放棄はダンピング再開の宣言を含んでおらず、これを根拠にダンピング再発の可能性を認定することは確かに事実的基礎を欠いていた。しかし、規則改正後は、権利放棄はダンピング再開の宣言を伴うため、ダンピング再発の可能性との間に明確な関連性があり、当局の決定にとって重要な(時には決定的な)証拠となる。こうした輸出者の宣言に基づく企業別決定は、単なる当局の推測ではなく、証拠に基づくものである。また、もちろん輸出者には、手続に参加する、あるいは手続開始の通知に対して無反応でいる(その場合は企業別決定はなされない)という選択肢もある。(111-113)

企業別決定と国別決定の関係については、原上級委員会は、国別決定が、少なくとも部分的に、権利放棄条項による推測に基づく企業別決定に依拠する点で協定違反になると判断した。前述のように、確かに改正前のサンセット規則では、黙示的・明示的な権利放棄がなされた場合に、実証的証拠を欠く、推測に基づく企業別決定がなされる仕組みであった。しかし、改正後のサンセット規則では、権利放棄の際にも、当該輸出者の自認という実証的証拠に基づく企業別決定がなされるのであり、パネルはこの点を十分に評価していない。さらに、米国は履行確認パネルにおいて、商務省は国別決定の際に全ての情報と主張を考慮する必要があり、企業別決定が国別決定にどれほどの影響を与えるかは、当該事例の事実関係による、と述べていた。パネルは、この主張を裏付ける法令上の根拠がないという理由だけで不採用としたが、これは適切ではない。(114-120)

以上から、改正後の権利放棄条項の下でも商務省は事実的基礎に基づく決定をなし得ないとするパネルの判断には同意できず、この点に関するパネルの認定を取り消す。現在の権利放棄条項では、企業別決定が輸出者の宣言という実証的証拠に基づくことに加え、そうした企業別決定以外の証拠をも国別決定において考慮し、そうした他の証拠に照らして権利放棄者の宣言を評価することも可能であり、また AD 協定 11.3 条の趣旨からして必要でもある。(121-122)

論点 C. 商務省 129 条決定の事実的基礎

1. 申立国(アルゼンチン)の主張

米国は、DSB 裁定を受けて 2005 年に行なった 129 条決定において、当初のサンセットレビュー決定の際には収集されなかった新たなデータに依拠した。これは、AD 協定 11.3 条及び 11.4 条における実体的・時間的な要件を無意味にするものであり許されない。(7.43)

2. 被申立国（米国）の主張

当初のサンセットレビューが対象とした期間に関連する新たなデータを用いることは禁止されない。さもなければ、事実に基礎の不足により協定違反とされた決定を、協定整合的に改めることが不可能になってしまう。(7.44)

3. パネルの判断

米国のサンセットレビュー決定は、原パネルにおいて十分な事実に基礎を欠くと判断された。これを受けて商務省は、サンセットレビューの当初の対象期間(1995-2000年)に関連する情報をアルゼンチンの輸出者に求め、その回答を129条決定の基礎として用いた。

DSUでは一般的に、違反措置を協定整合的に是正することが求められているが、これは、当該措置の撤廃だけでなく、新たな事実に基礎の発見を通じて当該措置を協定整合的に改定することも含む。そもそも、当初措置と履行措置とは別物であり、当初措置の際には検討されなかった要因を、履行措置の決定に際して考慮することは可能であり、必要ですらある。アルゼンチンが援用するAD協定11.3条及び11.4条は、確かに時間的要件を含むが、調査当局が、当初のサンセットレビューとは異なる新たな事実に基礎を採用することを妨げるものではない。(7.47-7.60)

4. 上級委員会の判断

アルゼンチンは、本来は当初のサンセットレビューの際に収集されるべきデータを、DSB勧告後の129条決定で収集することが認められれば、AD協定11.3条及び11.4条の時間的要件(AD措置の5年以内の撤廃、サンセットレビューの1年以内の終了)の意味が失われると主張する。しかし、11.3条及び11.4条は、調査当局がサンセットレビューに関するDSB勧告をいかなる方法で履行すべきか(新たなデータの収集が許されるか)に関して何ら規定していない。また、5年以内に見直しを実施しないままAD措置を継続すれば明らかに11.3条に違反するが、本件では、期間内に見直しが実施されており、ただその内容に不備があったということにとどまる。もちろん、サンセットレビューに協定違反があった場合に、いかなる根拠でAD措置を継続できるのかという根本的論点もあるが、ここでは扱わない。

以上より、パネルの判断を支持する。(160-175)

論点 D. ダumpingの存続または再発の可能性に関する商務省の決定

D-I. 推測される過去のダンピング(likely past dumping)の分析

1. 申立国（アルゼンチン）の主張

米国商務省は、当初のサンセットレビューにおいて、推測される過去のダンピングを、将来のダンピング再発の可能性を分析するための基礎として用いたが、これは不適切である。商務省の価格比較の方法は、AD 協定 2 条に規定されたダンピングの認定方法と異なるものであり、産品別の比較をしていないなどの問題もある。商務省は、アルゼンチン企業(Acindar)の財務諸表をダンピング再発の根拠として用いており、不適切である。(7.64)

2. 被申立国（米国）の主張

AD 協定 11.3 条は、サンセットレビューを実施するための特定の方法を規定していないため、見直しの対象期間に関連する情報を輸出者が提供しない場合には、調査当局は、推測される過去の行動を根拠として、ダンピング再発の可能性を決定することができる。サンセットレビューではダンピングマージンの計算は行なっていない。Acindar 社の財務諸表を決定の基礎として用いたことは正当である。(7.65)

3. パネルの判断

両当事国の主張には、2 つの重要な問題が含まれるが（推測される過去のダンピングの考慮は「ダンピング認定」なのか、推測される過去のダンピングを、ダンピング再発の可能性を決定する基礎として用いることは AD 協定 11.3 条に違反しないか）それ以前の問題として、米国の「推測される過去のダンピング」分析は十分な事実的基礎を欠いている。つまり、「ダンピング」とは輸出価格が正常価額(主に輸出国の国内価格)より低いことを意味するが、米国商務省はサンセットレビューにおいて、Acindar 社に国内価格と輸出価格の情報を求めることすらせず、米国税関で把握した輸出価格と、米国の国内価格との比較によって「推測される過去のダンピング」を認定している。(7.69-7.77)

D-II. 輸入量の分析

1. 申立国（アルゼンチン）の主張

米国商務省の 129 条決定は、当初のサンセットレビューにおける輸入量分析を取り入れて決定の基礎としている。しかし、この分析では、対象製品の輸入量の減少は、AD 措置によりダンピング輸出ができなくなったことに原因があると断定され、アルゼンチンの輸出者が指摘した他の要因について考慮が払われなかつ

た。こうした実証的証拠を無視した決定は AD 協定 11.3 条に違反する。(7.81)

2. 被申立国（米国）の主張

129 条決定で当初のサンセットレビューの輸入量分析を取り入れたとしても、これはもともと原パネル・原上級委による違反認定の根拠には含まれていなかったため、米国の履行措置の一部を構成するとは言えない。アルゼンチンの輸出者による指摘も、129 条決定自体に関連性を有する問題ではない。(7.82)

3. パネルの判断

原パネルは、米国のサンセットレビュー決定の協定違反を認定するにあたり、ダンピングが当初 AD 措置の期間中存続していたという商務省の想定に根拠がないことを指摘し、アルゼンチンのもう一つの主張である輸入量分析の違法性については、訴訟経済により判断しなかった。アルゼンチンはこの点につき上訴しなかった。

原パネルが、手続中で提起され争われた問題を、裁定の根拠に含めなかったとしても、当該問題が履行措置の一部に取り込まれていれば、履行確認手続でこれを取り上げることができる。輸入量分析は 129 条決定の不可分の一部をなしており、米国の履行措置の一部を構成する。よって、本履行確認手続の対象となる。

米国は、EC ベッドリネン事件の履行確認パネル・上級委が、原手続で扱われた論点を履行確認手続でも扱うことは申立国に二重の機会を与えることになり許されないとした判断を援用する。しかし、この事件では当該論点は原手続で実質的に審査されたうえで退けられており、訴訟経済が利用された本件の場合とは区別することができる。(7.88-7.96)

そこで、129 条決定の輸入量分析が十分な事実に基づいているか検討する。129 条決定は、AD 措置発動後における対象製品の輸入量の減少は、措置発動前に輸出者がダンピングを行っていたことを意味すると述べる。しかし、輸入量の減少は様々な原因で起こりうるものであり、ダンピング再発の可能性には結び付かない要因が原因となっていることも考えられる。129 条決定は、そうした他の原因に関する検討を行っておらず、十分な事実に基づくとは言えない。(7.98-7.101)

4. 上級委員会の判断

米国による当初のサンセットレビュー決定は、「推測される過去のダンピング」と「輸入量分析」の 2 点を根拠としている。原パネルは、前者の要素における瑕疵を理由に、決定全体について事実に基づく結論を付けた。そこから米国は、輸入量分析の要素は履行確認手続の対象とはなり得ないと主張するが、原パネル

が示した結論と、そこに至る理由付けとは区別されるべきである。(143)

本件 129 条決定も上記の 2 要素の両方に依拠しているので、輸入量分析も履行措置の不可分の一部と見なければならぬ。米国 加産軟材相殺関税事件の履行確認上級委員は、履行措置とは別個の措置ですら、密接な関連性があれば履行確認手続の対象になり得ると説示した。(145-147)

また EC ベッドリネン事件の履行確認上級委員は、原手続で却下された論点を再び履行確認手続で主張することは出来ないと述べる一方で、原手続が自らの判断で訴訟経済を使ってある主張についての判断を差し控えた場合は別論であるとも述べる。(148)

米国は、仮に輸入量分析が履行確認手続の対象となるならば、原パネルが判断を差し控えた事項についてまで、違法認定がなされたと想定して対応せねばならず、また履行確認手続で初めて協定違反が確定する以上、履行のための「妥当な期間」が確保されないと主張する。しかし、原手続は当初のサンセット決定が全体として事実的基礎を欠くと認定したのであるから、米国は輸入量分析の協定整合性を前提とせずに履行措置をとる必要があったはずで、輸入量分析を是正するための「妥当な期間」も与えられていた。(149-150)

履行確認手続の目的は、原手続の人員や経験を有効に活用し、申立国による新たな手続の開始を不要にすることで、DSB 勧告の迅速な実施と履行措置の協定整合性を確保する点にある。仮に本件でアルゼンチンが、米国の輸入量分析について新たな手続を開始する必要があるとすれば、紛争解決の深刻な遅延と事案の分断をもたらす。(151)

以上より、輸入量分析を履行確認手続の対象とするパネルの判断を維持する。(152)

論点 E. AD 協定 6 条違反の有無

1. 申立国（アルゼンチン）の主張

米国商務省は、アルゼンチンの輸出者に対して証拠提出と利益擁護の十分な機会を与えなかった（追加的質問状、仮決定、意見提出スケジュール、追加的証拠提出要請、意見聴取会合の欠如）(AD 協定 6.1 条及び 6.2 条違反)。129 条決定で用いた資料を事前に輸出者に示さず、輸出者の適切な意見提出を妨げた(AD 協定 6.4 条違反)。申請者から提出された秘密情報に関して、アルゼンチンの輸出者がある実質を合理的に理解できるような要約が付されなかった(AD 協定 6.5.1 条違反)。輸出者(Siderca 社)が提出した情報を、正確さを確認せずに却下した(AD 協定 6.6 条違反)。輸出者が提出した情報を採用しなかった理由を示さず、その後も最適な情報を使用しなかった(AD 協定 6.8 条及び附属書 II 違反)。

129 条決定の基礎となる重要な事実を輸出者に通知しなかった(AD 協定 6.9 条違反)。(7.105)

2. 被申立国(米国)の主張

輸出者には証拠提出の十分な機会が与えられている。また AD 協定 6.1 条は、追加的質問状、仮決定、意見提出スケジュール、意見聴取会合を要求していない。

129 条決定で用いた情報は、十分に公開されていた。秘密情報に関しては、輸出者の代理人はいつでも閲覧できる状態にあった。Siderca 社が提出したコスト情報は推定値であり、他のデータと齟齬があったため採用しなかった。当局は、Siderca 社の証拠を不採用とした結果、「利用可能な事実」を用いたのではなく、そもそも企業別決定を行なわなかった。決定の基礎となったのは、Acindar 社に関する「推測されるダンピング」と、輸入量の減少の認定であるため、AD 協定 6.8 条及び附属書 II には違反しない。AD 協定 6.9 条違反については、アルゼンチンは立証責任を果たしていない。(7.106)

3. パネルの判断

AD 協定 11.4 条により、6 条の諸規定はサンセットレビューの手続にも準用される。

(a) AD 協定 6.1 条及び 6.2 条違反の有無

追加的質問状や仮決定の実施は、6.1 条及び 6.2 条で明確に義務付けられてはいない。また意見提出スケジュールについても、アルゼンチンは、米国が設定した日程がどの時点で 6.1 条及び 6.2 条に違反しているのか十分に説明していない。また 6.2 条は、「要請があったときは」意見聴取会合の機会を与えると規定しているが、アルゼンチンの輸出者が会合を要請した形跡はない。

Siderca 社が提出した書面に対する商務省の応答がなかった点については、この書面の内容が 129 条決定で言及されていること、提出された書面への対応の是非は意見提出機会の問題ではなく実体的問題(実証的証拠に基づく決定の義務)であることから、6.1 条及び 6.2 条に違反するとは言えない。

(b) AD 協定 6.4 条違反の有無

アルゼンチンは、商務省が 129 条決定の基礎として用いた 5 つの資料が事前に輸出者に提示されなかったと指摘する。6.4 条が輸出者への提示を求める情報は、当局が決定に際して利用した情報のうち、「(利害関係者の)それぞれの立場の主張に関係がある」もので、秘密でないものである。

アルゼンチンが指摘する資料のうち 3 つは、Siderca 社のコスト情報に対する

商務省自身の見解、 事前に公開された資料と同一のもの、 Acindar 社の情報に対する商務省自身の見解であり、 6.4 条で輸出者への提示を求められる資料ではない。しかし、他の 2 つは、 米国内の OCTG 生産者に関する米国証券取引委員会の情報、 当初のサンセットレビューで Siderca 社及び申請者から提出された書面であり、これらは 129 条決定の基礎として用いられたにもかかわらず、輸出者に事前に提示されなかった。米国は、RPT 内で決定を行なう上で当該資料を提示することは実行可能(practicable)ではなかったと反論するが、時間は十分にあった。よって、これらの 2 つの資料の不提示について、米国は AD 協定 6.4 条に違反した。(7.121-7.129)

(c) AD 協定 6.5.1 条違反の有無

米国商務省は、申請者から提出された秘密情報について、その秘密でない要約を提出するよう求めなかった点で、AD 協定 6.5.1 条に違反する。米国は、輸出者の代理人は全ての秘密情報を閲覧できるという米国法上の制度を根拠に反論するが、6.5.1 条では、利害関係者自身が秘密情報の要約を入手できるか否かが問題であるから、この反論は受け入れられない。(7.131-7.137)

(d) AD 協定 6.6 条違反の有無

AD 協定 6.6 条は、当局が認定の根拠として用いた情報について、その正確さを十分に確認することを求めているが、アルゼンチンが指摘する Siderca 社の情報は、商務省の決定では利用されていないため、6.6 条違反の問題は発生しない。(7.140-7.142)

(e) AD 協定 6.8 条違反の有無

米国商務省の本件決定に関しては、十分な事実的基礎を欠くため AD 協定 11.3 条に違反するとの認定がすでになされており、これに加えて、本件決定に至る過程での事実認定に関する手続的違法を議論する必要はない。(7.144-7.146)

(f) AD 協定 6.9 条違反の有無

AD 協定 6.9 条は、決定の基礎となる「重要な事実」を利害関係者に通知するよう当局に求めるが、アルゼンチンが通知されなかったと指摘するのは、輸出者自身が提出した情報に対する米国商務省の見解が示された資料であり、6.9 条の「重要な事実」には該当しない。(7.147-7.150)

． 解説

1. サンセットレビューに関する AD 協定の規律と本件判断との関係

サンセットレビューの実施に際しては、当初調査との性格の違いから、ダンピング調査や損害調査に係る AD 協定 2 条・3 条の規律は直接には適用されないことが、これまでの紛争解決事例で示されてきた¹。他方で、米国 日本産表面処理鋼板事件では、11.3 条の「決定する(determine)」という文言は、当局が積極的(active)かつ丹念な(with an appropriate degree of diligence)調査を行ない、事実に基づく筋道の通った結論(a reasoned conclusion)を提示することを意味すると解釈された²。最近の紛争解決手続では、この 11.3 条の解釈を様々に演繹することでサンセットレビューに関する規律を導き出しており、本件でも、この点に関連するいくつかの重要な見解が示されている。

(1) 米国における権利放棄条項の協定整合性（論点 B）

米国法令では従来、サンセット手続に参加しない輸出者については、明示的にせよ黙示的にせよ権利を放棄したものとされ、自動的にダンピング再発の可能性が認定されてきた。本件原手続の裁定を受けて、黙示的権利放棄の条項は撤廃されたが、明示的権利放棄の制度は、当該輸出者にダンピング再発の可能性を自ら宣言させることを条件として存続した。この点の是非について、履行確認手続ではパネルと上級委の判断が分かれた。

パネルによれば、権利放棄した輸出者についてはダンピング再発の認定が法令上で義務付けられるから、他の輸出者がいかなる証拠を提出しても、国別決定の結果は自動的に決まってしまう。これは、積極的な調査と実証的証拠に基づく決定を当局に求める 11.3 条に違反する。ところが上級委は、輸出者によるダンピング再開の宣言は実証的証拠として十分であり、パネルはこの点を評価していないと述べる。しかし、パネルも、仮に全ての輸出者がそうした宣言を行なう場合には、それを国別決定の根拠とすることも不合理ではないと述べており(7.36)、宣言の証拠的価値を認めないわけではない。むしろパネルの議論の力点は、特定の

¹ サンセットレビューでは、ダンピング調査は必須ではなく(米国 - 日本産表面処理鋼板事件 WT/DS244/AB/R. para.123)、損害調査、及び因果関係調査も必須ではない(米国 - アルゼンチン産 OCTG 事件 WT/DS268/AB/R, para.280, 米国 メキシコ産 OCTG 事件 WT/DS282/AB/R, paras.118, 121)。ただし、サンセットレビューでもダンピング調査や損害調査を行なうことを決定した場合には、AD 協定 2 条・3 条の規定に従う必要がある(米国 日本産表面処理鋼板事件 WT/DS244/AB/R. paras.126-30, 米国 メキシコ産 OCTG 事件 WT/DS282/AB/R, fn.121)。

² WT/DS244/AB/R. para.111.

輸出者による権利放棄が国別決定の結果をも左右し、権利放棄しない他の輸出者も含めて AD 措置の継続が決定されてしまうことにあった。

この点に関して上級委は、米国がパネルの質問に対する回答として、「商務省は国別決定の際に全ての情報と主張を考慮する必要があり、企業別決定が国別決定にどれほどの影響を与えるかは、当該事例の事実関係による」と述べたことを指摘する。つまり、特定の輸出者による権利放棄が自動的に国別決定の結果を決めるのではなく、商務省には他の輸出者の主張や情報をも考慮して国別決定を行なう裁量の余地があるという理解である。過去の紛争解決事例が示してきたように、WTO では、協定違反の行為を回避する裁量の余地が行政庁にあれば、法令自体の協定違反を認定されないのであり、本件の上級委も米商務省がかかる裁量を持つと判断した³。こうして、本件では法令自体の協定違反は結果的に認められなかったが、個々の適用事例で争うことは当然可能であり、今後の制度運用において、特定輸出者による宣言に決定的意義が与えられ、他の輸出者の状況が無視されることがあれば、それは協定違反を構成する可能性が高いだろう。上級委も、権利放棄条項の協定違反を否定するに際しては、「権利放棄した輸出者による宣言に加え、その他の証拠をも国別決定において考慮することは現在の条項のもとで可能であり、また AD 協定 11.3 条の趣旨からすれば、必要でもある」(para.121)との注文を付けている。

(2) サンセット手続に参加しない輸出者の扱い

本件において実質的に最も重要な争点は、恐らく、サンセット手続開始の通知に対して無反応な輸出者を権利放棄したものとみなす「黙示的権利放棄」の制度が完全に撤廃されたか否かであろう。米国は、原手続の履行措置として当該条項を削除したが、アルゼンチンは本件履行確認手続において、サンセット手続に無反応な輸出者も「権利放棄の宣言」をしたものとみなされ、ダンピング再発の可能性が自動的に認定されるのではないかと、との議論を(恐らく確認的な意味で)提出した。これに関してパネルは、米国の SAA は「権利放棄者(submitter)」という能動的な行為を想起させる表現を用いているので、単に手続に対して無反応な輸出者が、権利放棄の宣言をしたものとみなされることはないと判断した。これにより、米国の黙示的権利放棄の制度は完全に撤廃されたことが明らかになり、これは本件紛争の重要な成果の一つである。

それでは、サンセット手続に参加しない輸出者はどのように扱われるべきであ

³ もっとも、仮に他の輸出者の情報を考慮して国別決定でアンチダンピング措置を撤廃すれば、ダンピング再開の宣言をした輸出者についても措置が撤廃されることになり、関税法の規定に反する恐れがあるから、やはり商務省は特定の輸出者による権利放棄を国別決定に自動的に反映させざるを得ない(=協定違反の行為を法令上義務づけられている)、というパネルの指摘には上級委は十分に答えていない。

ろうか。米国に限らず、従来の各国の運用でも、手続への不参加が事実上ほぼ自動的に AD 措置の継続につながるケースが見られるため⁴、この点に関する規律を明らかにしておくことは一般的な重要性を持つ。一つの考え方として、サンセット手続で扱われる事案は、すでに過去にダンピングを認定されているのであるから、ダンピング継続の推定が働き、輸出者側から積極的な反証の提示がない限りは(=手続不参加の輸出者に対しては)、AD 措置を継続しても不合理ではないと言える。しかし、本件の原手続が米国の黙示的権利放棄条項について述べたように、輸出者による参加や証拠提出の欠如のみを理由として措置の継続を決定することは、十分な実証的証拠のないまま当該輸出者についてダンピング再発の可能性を認定する点で、AD 協定 11.3 条等に違反すると考えられる。したがって、手続不参加の輸出者に対しても AD 措置を継続する決定を行う場合には、当局は、関連する実証的証拠を自ら能動的に収集し、ダンピング・損害の再発可能性を決定理由において十分に説明する必要があるだろう⁵。

(3) 米国のサンセットレビューにおける輸入量分析の位置づけ (論点 D-II)

米国関税法では、当局がダンピング再発の可能性を検討する際には、当初調査及びその後の見直しで決定された加重平均ダンピングマージン、AD 措置の導入前と導入後の期間における対象製品の輸入量、を考慮することが義務付けられている⁶。1998年に商務省が作成した Sunset Policy Bulletin (SPB)では、この2要素がさらに具体化され、AD 措置の導入後もデミニマス水準以上のダンピングが継続する場合、AD 措置の導入後に対象製品の輸入が停止した場合、AD 措置の導入後にダンピングがなくなり対象製品の輸入量が大幅に減少した場合には、当局は通常(normally)、ダンピング再発の可能性があると認定することになる⁷。商務省がサンセットレビュー決定において輸入量分析に依拠するのは、こうした背景によるものである。

米国の輸入量分析の問題点は、SPB の上記ケースに該当する場合、輸入量以外の他の要素を考慮せずにダンピング再発の可能性が認定されうることである。前

⁴ TN/RL/W/204, p.2.

⁵ また、サンセット手続を開始する際にも、ダンピング再発の可能性について当局がある程度確実な証拠を備えていることが望ましい。例えば、ルール交渉で日本などが提案しているように、最初に国内産業の側からダンピング及び損害の再発可能性に関する証拠を提出させ、それが真実性の外観を欠く場合にはサンセットレビューを開始してはならないという規定を設けることが考えられる(TN/RL/GEN/104, pp.4-5)。そのうえで、輸出者側には、措置が撤廃されてもダンピング価格での輸出は行なわれないとの反証を提出する機会が与えられるべきであり(*Ibid.*, p.5)、輸出者の不参加は、単にこの反証の権利の不行使として扱われるような制度設計が望ましいであろう。

⁶ 19 U.S.C. §1675a(c)(1).

⁷ Sunset Policy Bulletin, 63 Fed. Reg. at 18872.

述のように、AD 協定 11.3 条は、関連する全ての事実の丹念な検討を当局に要求するが、言い換えれば、ある特定の事実の存在に決定的な(determinative/conclusive)価値を与え、ダンピング再発を反証不可能な形で推定するような仕組みは、11.3 条に違反することになる⁸。

本件の原パネルは、SPB が定めるケースに該当すれば、当局はそれだけでダンピング再発の可能性の決定的な(conclusive)証拠として扱っているとして、SPB 自体が 11.3 条に違反するとした⁹。ただし原上級委は、パネルの判断は米国の決定の統計的分析によるもので、個々の事例で実際に SPB の基準が決定的証拠として扱われているかの定性的(qualitative)な分析がなされていないとして、パネルの違反認定を取り消した¹⁰。もっとも上級委は同時に、適切な定性的分析が行なわれれば、SPB の協定違反が認定されることはあり得ると述べる¹¹。これを受けて、米国 メキシコ産 OCTG 事件のパネルは、同様の問題を扱うにあたり、定性的分析により検討すると予めことわったうえで SPB 自体の協定違反を認定したが¹²、やはり上級委から定性的分析が不十分であると指摘され、判断を取り消されている¹³。したがって、分析方法の改善によって SPB の手法それ自体について違反認定を得る可能性は依然として残っているものの、現時点では個別の決定ごとに 11.3 条違反を主張するほかない。

もっとも、個別の決定に関しては比較的容易に違反認定が得られるようであり、本件の履行確認パネルでも、米国の 129 条決定が、AD 措置以外の原因で輸入量が減少している可能性を考慮していないとされた。上記のメキシコ産 OCTG 事件のパネルも、輸出者が主張した他の要因を当局が考慮していないので、個別の決定に関して 11.3 条違反を認定した¹⁴。

さらに、メキシコ産 OCTG に対するサンセットレビュー決定は、北米自由貿易協定(NAFTA)19 章の二国間パネル手続にも付託されている¹⁵。NAFTA パネルの権限は、当該決定の国内法適合性の審査に限定されるが(NAFTA1904.2 条)、この手続を通じて、SPB の意味内容が一層明確化されている。NAFTA パネルが目指するのは、関税法や SPB が、ダンピングマージンや輸入量の要素に加えて、価格、コスト、市況、その他の経済的要因についても、正当な理由(good cause)が示され

⁸ 米国 日本産表面処理鋼板事件 WT/DS244/AB/R. paras.178, 191.

⁹ WT/DS268/R, para.7.165.

¹⁰ WT/DS268/AB/R, paras.208-215.

¹¹ WT/DS268/AB/R, para.215.

¹² WT/DS282/R, paras.7.53-7.63.

¹³ WT/DS282/AB/R, paras.209-210.

¹⁴ WT/DS282/R, para.7.80.

¹⁵ *In The Matter of Oil Country Tubular Goods from Mexico*, Final Results of Sunset Review of Antidumping Duty Order, USA-MEX-2001-1904-03 (NAFTA Ch.19 Binational [U.S.- Mexico] Panel, February 11, 2005).

れば考慮するよう当局に求めている点である¹⁶。これにより、ダンピングマージンや輸入量の分析のみに決定的意義を与えて結論を導くことは、国内法上も適切であることになる。ただし問題は、そうした他の要因を考慮すべき「正当な理由」の挙証責任を誰が負うのかであり、SPB は利害関係者の側に証拠提出の責任があると述べるが¹⁷、NAFTA パネルは、当局の側にも、他の要因についての事実を調査・収集する責任があるのではないかと指摘する。つまり、SPB が利害関係者に課す証拠提出の責任とは、主張を完全に立証する証拠を提出する「証明責任(a burden of persuasion)」ではなく、主張を一応(prima facie)支える証拠を提出する「提起責任(a burden of production)」として解釈すべきであり、利害関係者が提起責任を果たせば当局に証明責任が移るというのである¹⁸。米国の国際通商裁判所(CIT)の判例でも、考慮すべき情報について当局の注意(notice)を喚起するに十分な明確さをもって主張を提出する責任は利害関係者の側にあるが、その先は当局が、提出された証拠を十分に考慮するとともに、決定に必要な追加的証拠を自ら探索する必要があるとされる¹⁹。

NAFTA パネルは米国法令をこのように解釈したうえで、メキシコの OCTG 輸出者がサンセット手続で提出した「他の要因」の主張を当局が考慮しなかったことは法令に違反するとして、再決定のため事案を米当局に差戻した。また、カナダ産純マグネシウムに対するサンセット手続においても、米当局は、AD 措置導入後に輸入量が減少したことのみに理由をダンピング再発の可能性を認定し、他の要因を考慮すべき「正当な理由」が存在するかの検討を拒否したとして、NAFTA パネルによって国内法令違反を認定されている²⁰。したがって米当局は、ダンピング再発の可能性を判断する際に、輸入量分析のみを決定的要素とせず、輸出者が提起した他の要因についても積極的な検討を行なうことが、米国法上も義務付けられているのであり、これに反する運用を行なえば、AD 協定違反に加えて、NAFTA パネルや CIT で国内法令違反を問うこともできる。

(4) サンセット手続におけるダンピングマージンの検討 (論点 D-I)

米国 日本産表面処理鋼板事件は、サンセットレビューでは一般にはダンピン

¹⁶ 関税法については 19 U.S.C. §1675a(c)(2)、SPB については 63 Fed. Reg. at 18874.

¹⁷ 63 Fed. Reg. at 18874.

¹⁸ *In The Matter of Oil Country Tubular Goods from Mexico, op.cit.*, p.16.

¹⁹ *AG der Dillinger Hüttenwerke v. United States*, 193 F.Supp. 2d 1339, 1348-50 (CIT 2002).

²⁰ *In The Matter of Pure Magnesium from Canada*, Full Sunset Review of the Antidumping Duty Order, USA-CDA-00-1904-06 (NAFTA Ch.19 Binational [U.S.- Canada] Panel, March 27, 2002). なお本事件では、NAFTA パネルによる差戻しと米当局による再決定が 2 度繰り返されたのち、米当局には適法な見直しを実施する意思がないとパネルは判断し、AD 措置の撤廃勧告を付した差戻しを行なった(Decision of the Panel: Concerning the Results of the Second Redetermination by the Department of Commerce, April 28, 2003)。これを受けて米国は当該 AD 措置を撤廃している(69 Fed. Reg. at 70649-51, December 7, 2004)。

グマージンを計算する義務はないが、もしマージンを計算して(あるいは過去の調査や見直し等で計算されたマージンに依拠して)、それを決定の根拠とする場合には、その限りで 2.4 条の原則に従わねばならないと判断した²¹。それゆえ、例えば過去の見直しの際にゼロイングを用いて計算されたマージンを、サンセットレビュー決定の根拠として利用した場合には、AD 協定 11.3 条違反となる²²。

これに加えて本件では、米国が 129 条決定において「推測される過去のダンピング」を検討する際に、米国の国内価格を基準として輸出価格を分析したことは、AD 協定におけるダンピングの概念に反するとされた。これは、米国 日本産表面処理鋼板事件で上級委が述べたように²³、AD 協定 2.1 条がダンピングの定義を「この協定の適用上」という形で提示していることから、サンセット手続においても、ダンピングの概念や価格比較の構図それ自体は、当局の裁量の範囲外にあることを意味する。

(5) 違反認定されたサンセットレビュー決定の扱い (論点 C)

本件でアルゼンチンは、サンセットレビュー決定が協定違反を認定された後、129 条決定で新たな証拠を収集することは許されないと主張したが、上級委は、それを禁じる規定がないとして退けた。しかし、これでは、サンセットレビューの際に十分な調査も行わずに漫然と AD 措置の継続を決定しているような場合であっても、協定違反が認定された段階で初めて入念に証拠を収集して再決定すればよいことになり、措置の惰性的な継続が常態化しかねない。上級委の論理では、措置実施から 5 年以内に、いかなる形であれ見直しを開始しておけばよいことになるが、サンセット条項の最大の意義は、まさに 5 年という期間そのものにあると考えれば、やはり当初の決定に一定程度の終局性を持たせることも必要ではないか。

この点では、本件でアルゼンチンが、サンセット条項における時間的要件の意義を強調したことは正当であり、違反認定後の再決定においては新証拠の収集が

²¹ WT/DS244/AB/R. paras.127, 130. ただし、サンセットレビューの過程において単にマージンを使用・考慮したというだけでなく、それが決定を支える基礎として「依拠 rely upon」されていなければならない(米国 メキシコ産 OCTG 事件上級委 WT/DS282/AB/R, paras. 179, 181)。このため、米国 ゼロイング(日本)事件では、米国関税法 752(c)(1)条が、当初調査やその後の見直しで計算されたダンピングマージンを、サンセットレビューの際に考慮(consider)せよと規定するだけでは、サンセットレビュー決定がマージンに「依拠」しているとは言い切れず、仮に当該マージンがゼロイングを用いて計算されていても、サンセット手続自体を違法とすることはできない、とされた(WT/DS322/R, para.7.242)。

²² 米国 ゼロイング(日本)事件上級委(WT/DS322/AB/R, paras.183-5)。

²³ WT/DS244/AB/R. para.126. なお、AD 協定 3 条の損害調査に関する規律、特に脚注 9 の損害の定義も、AD 協定全体において参照されるべきであり、サンセットレビューの際にも重要な指針を与える(米国 メキシコ産 OCTG 事件パネル WT/DS282/R, para.7.119)。

制限されるという解釈も十分考慮に値する。上級委も、「サンセットレビューに協定違反があった場合に AD 措置が存続できる根拠は何か」という根本的な問題を最後に提起しており、この点に関する規定整備も今後の課題となろう。

2. 訴訟経済が利用された争点の履行確認手続における扱い（論点 D-II）

EC ベッドリネン事件などにおいて、同一事件内では、原パネル・上級委の決定が終局的な解決になり、履行確認手続での再提起はできないとの原則が示されてきたが、本件では、原手続で訴訟経済が利用された争点についてはその例外となる旨が示された。本件上級委によれば、原手続が示す結論は「措置全体の協定整合化」であるが、これは、その結論を導くための理由付けとは区別されるべきであり、被申立国は、理由付けの部分で明確に協定違反を指摘された側面のみならず、訴訟経済で判断が控えられた側面も含めて、措置全体の協定整合性を確保せねばならない。

しかし、これは被申立国に不当な負担を強いるものであろう。原手続において、措置のいかなる側面が、いかなる理由で協定に違反するかが報告書で明らかにされていないければ、被申立国としても是正の方針を立てることは困難である。上級委は、訴訟経済が利用された争点については、原手続においてすでに両国が主張と反論を行っており、被申立国にとっても未知の争点ではないことを指摘するが、被申立国としては、原手続で当該争点の決着がつけられていない段階で、自ら申立国の主張を受容して是正措置をとることには大きな抵抗があろう。訴訟経済が利用された争点については、被申立国はむしろ合法を推定して行動するのが自然であり、その争点について履行確認手続で初めて違反認定がなされ直ちに譲許停止の根拠となるとすれば、それは被申立国にとっての手続的な公平性を著しく損なうことになる。

もっとも、上級委が指摘した、紛争の迅速かつ一体的な解決の要請も無視することはできない。訴訟経済が利用された争点については新たな手続を立ち上げるほかないとすれば、それもまた深刻な問題である。したがって、本件の判断は結局のところ支持せざるをえないが、それならば、原手続段階でパネルは、協定違反の疑いが濃い争点については、訴訟経済を利用せずに十全な判断を示し、履行確認段階で初めて違反認定されるという事態が極力起こらないように努める必要があるだろう。

この点に関して豪州 鮭検疫事件上級委は、紛争解決制度の目的は、紛争に関する明確な解決(positive solution)を確保することであるから(DSU3.7 条)、事案の部分的な解決(partial resolution)しか提示しないのは訴訟経済の誤った適用である

と述べている²⁴。そして、加盟国が勧告又は裁定を速やかに実施する(DSU21.1 条)ためには、DSB が十分に正確な勧告を発することが不可欠であり、そのために必要な論点に関してはパネルが何らかの見解を示さなければならないという²⁵。もちろん、パネルの判断が示されることが裁定の実施にとって不可欠なのはどの論点であるかは事例ごとに異なるが、仮にそうした論点について誤った訴訟経済が適用された場合には、当該論点に関して履行すべき勧告が存在しない以上、履行確認手続の対象とはならないと考えるべきであろう。

本件では、米国による当初のサンセットレビュー決定は、「推測される過去のダンピング」と「輸入量分析」の2つの要素を根拠としており、原パネルは、前者の要素における瑕疵を理由に、決定全体について事実的基礎を欠くと結論付けたが、DSB 勧告を受けた再決定においても米国がこの2つの要素を分析手法として利用することは十分想定できたはずであるから、原パネルは「輸入量分析」の協定整合性についても見解を示しておくべきであったと言える。

3. その後の経緯

アルゼンチンは、履行確認手続の結果を受けて、初年度 4400 万ドルの譲許停止を申請し(07 年 5 月 21 日)、これに対して米国は譲許停止仲裁を要請した(07 年 6 月 1 日)。しかし、米国が本件 AD 措置に対する 2 回目のサンセットレビューとして 06 年 6 月 1 日に開始していた見直しの結果、07 年 5 月 31 日に ITC が損害の再発可能性を否定する結論を出したため²⁶、本件 AD 措置が撤廃される見込みであることが DSB で報告された(07 年 6 月 4 日)。この結果、両国は譲許停止仲裁の中断に合意した(07 年 6 月 26 日)²⁷。実際に本件 AD 措置は、07 年 6 月 22 日に撤廃されている(効力発生は 06 年 7 月 25 日に遡及)²⁸。

なお、上記で言及した米国 メキシコ産 OCTG 事件においても、米国のサンセットレビューの協定違反が認定され、06 年 6 月 9 日に米国が行なった 129 条決定に対して履行確認パネルが設置されていたが(07 年 5 月 8 日)、上記の AD 措置撤廃決定がなされたことにより、この手続も中断された(07 年 7 月 5 日)²⁹。メキシコ産 OCTG に対するサンセットレビューについては、上述のように NAFTA パネ

²⁴ 豪州 鮭検疫事件上級委 WT/DS18/AB/R, para.223.

²⁵ *Ibid.*

²⁶ See *Oil Country Tubular Goods from Argentina, Italy, Japan, Korea, and Mexico*, USITC Publication 3923, Investigation Nos. 731-711, 713-716 (Second Review). なお、商務省はこの 2 回目のサンセットレビューでもダンピングの再発可能性を認定していた(71 Fed. Reg. at 59074, October 6, 2006)。

²⁷ WT/DS268/26.

²⁸ 72 Fed. Reg. at 34442-3.

²⁹ WT/DS282/16.

ルでも国内法令違反が認定されており、NAFTA パネルによる差戻しと米当局による再決定が4度繰り返された末、07年6月1日、NAFTA パネルはダンピングの再発可能性を否認するよう(=AD 措置を撤廃するよう)直接的に勧告するに至った³⁰。上述のように、本件 AD 措置の撤廃は、2回目のサンセットレビューにおける ITC の判断に基づく形をとっているが³¹、その背景には、WTO や NAFTA における度重なる敗訴の影響もあったように思われる。

なお、2回目のサンセットレビューによる AD 措置の撤廃という形式をとったことで、1回目のサンセットレビューが協定違反を認定されていたにもかかわらず、米国法上は当初の AD 措置が06年7月まで有効に存続することとなった。これでは、サンセットレビュー決定を紛争解決手続で争っている間、違法な AD 措置を1期分存続させることが常に可能となるため、措置撤廃の効果の遡及など何らかの制度的対応を考える必要がある。

以上

³⁰ *In The Matter of Oil Country Tubular Goods from Mexico*, Final Results of Sunset Review of Antidumping Duty Order, Fifth Decision of the Panel (June 1, 2007).

³¹ ITC が、損害の再発可能性がないと判断した根拠は、01-06年の間に原油需要が高まり、結果として OCTG の需要も世界的に高まり国際価格の高騰につながったため、AD 措置を撤廃しても、もはや米国市場への輸入が急増することもなく、仮に増加しても、米国の市場構造の変化により、米国産業と直接には競合しない、ということである。